

各府省官房長 各位

総務省行政管理局長

独立行政法人における契約の適正化について（依頼）

独立行政法人は、業務運営の自律性を確保することとされており、契約方法については、原則として各法人の自主性に委ねられているが、業務の公共性に鑑み、業務運営の効率性及び国民の信頼性の確保の観点から、業務運営の適正性・透明性を確保することが強く要請される。

独立行政法人の契約については、国における取組みを踏まえ、原則として一般競争入札等（企画競争・公募を含む）によることとされ、その導入、範囲拡大を図ることとされている。

今般、会計検査院は参議院に対して、「独立行政法人の業務、財務、入札、契約の状況に関する会計検査の結果について」（国会法第 105 条の規定による参議院からの検査要請に基づく報告）を報告したところであるが、その指摘を踏まえ、各府省におかれては、貴管下の独立行政法人に対し、下記の具体的な措置を講ずるよう要請願いたい。

- ① 一般競争入札における公告期間・公告方法等について、会計規程等において明確に定めること。また、公告期間の下限を国と同様の基準とすること。
- ② 指名競争入札限度額を国と同額の基準とすること。
- ③ 包括的随契条項又は公益法人随契条項を設定している場合、し意的な運用を排除するため、これらに係る基準をできる限り明確かつ具体的に定めること。
- ④ 予定価格の作成・省略に関する定めについて、会計規程等において明確に定めること。また、作成を省略する場合、省略する理由や対象範囲を明確かつ具体的に定め、省略できる基準を国と同額の基準とすること。
- ⑤ 総合評価方式や複数年度契約に関する規定について、会計規程等において明確に定めること。
- ⑥ 総合評価方式、企画競争及び公募を実施する場合、要領・マニュアル等の整備を行うこと。

(別添)

会計検査院法報告書（平成 20 年 11 月）

「独立行政法人の業務、財務、入札、契約の状況に関する会計検査の結果について」(抜粋)

2 所見

～ (省略)

(2) 契約制度、落札率等入札及び契約の状況

ア 独立行政法人の契約制度

- (ア) 一般競争契約における公告期間、公告の方法等や予定価格の作成に関する定めなど、契約の適正化を図る上で重要な契約手続については、会計規程等において明確に定める。
- (イ) 随意契約の基準において、包括的随契条項又は公益法人随契条項を設定している場合や、予定価格の作成の省略に関する取扱いについて、省略する理由や対象範囲が明確でない場合は、し意的な運用を排除するため、各法人の業務の特性等を踏まえて、これらに係る基準をできる限り明確かつ具体的に定める。
- (ウ) 公告期間の下限が国の基準を下回る場合や、指名競争契約限度額や予定価格の作成の省略に関する取扱いを国の金額基準を上回って設定している場合は、業務運営上真にやむを得ないものを除き見直しを行う。
- (エ) 総合評価方式、企画競争、公募、複数年契約等、契約の適正化及び透明性の向上に効果があると認められる取組については、今後更なる導入を図るとともに、実施に当たっては、要領、マニュアル等の整備を行う。

(以下省略)